

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

|                                     |  |   |       |          |          |
|-------------------------------------|--|---|-------|----------|----------|
| (宛先) 京都府知事                          |  | 令和5年7月26日   |       |          |          |
| 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地                   |  | 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<br>京丹後市長 中山 泰  |       |          |          |
| 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等  | 第一種特定製品の種類   | 前年度   |       |          |          |
|                                     |  | 年度当初の保有台数   | 整備台数  | 廃棄台数     | 年度末の保有台数 |
|                                     | エアコンディショナー   | 1010 台  | 17 台  | 6 台      | 1021 台   |
|                                     | 冷蔵機器及び冷凍機器   | 256 台   | 3 台   | 5 台      | 254 台    |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量    | 第一種特定製品の種類   | 代替フロン充填量  |       | 代替フロン回収量 |          |
|                                     | エアコンディショナー   | 7195.66   | キログラム | 6.78     | キログラム    |
|                                     | 冷蔵機器及び冷凍機器   | 98.187  | キログラム | 3.79     | キログラム    |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制 | 使用時  | 職員による簡易点検（3 カ月に一回以上）を行うとともに、一定規模以上の機器では、第一種フロン類充填回収業者（京都府知事登録業者）による定期点検（1 年又は 3 年に一回）を行い、点検結果の記録や記録の保管を行っている。                     |       |          |          |
|                                     | 廃棄時  | フロン充填・回収作業を委託している「第一種フロン類充填回収業者」から交付（又は送付）された引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが確実に回収されたことを確認している。   |       |          |          |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況           | 使用時  | 第一種特定製品について、定期点検を実施した。  |       |          |          |
|                                     | 廃棄時  | フロン排出抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンを回収したことを確認してから機器を廃棄した。<br>また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 |       |          |          |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針       | 第3期京丹後市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みとして、第一種特定製品の更新時には、省エネ型ノンフロン機器を選択するよう努めることとしている。 |   |       |          |          |
| 特記事項                                |  |   |       |          |          |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。